

## I C D－1 1 の適用に伴う精神障害の認定基準の対象疾病名に関する検討会 開催要綱

### 1 趣旨・目的

令和元年5月の第72回WHO世界保健総会において、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第11回改訂版」（以下「I C D－1 1」という。）が採択され、令和4年1月に発効したところである。

業務による心理的負荷を原因とする精神障害については、令和5年9月に改定した「心理的負荷による精神障害の認定基準」（以下「精神障害の認定基準」という。）に基づき労災認定を行っているところであるが、現行の精神障害の認定基準の対象となる疾患については、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂版」に準拠して範囲を定めていることから、I C D－1 1 の国内適用を踏まえ、対象となる疾患名の整理等を行う必要がある。

このような状況を踏まえ、大臣官房審議官（労災、賃金担当）が、臨床精神医学者に参集を求め、最新の医学的知見に基づき、専門的見地から精神障害の認定基準の対象となる疾患について検討を行うこととする。

### 2 検討事項

- (1) I C D－1 1 の国内適用に伴う認定基準の対象疾患名の整理
- (2) その他

### 3 検討会の構成等

- (1) 本検討会は、別紙の医学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。また、必要に応じ、分科会を開催することができる。

### 4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 上記(1)ただし書きの場合において、本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、検討会終了後も同様とする。
- (3) 本検討会の参集及び運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室で行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

「ＩＣＤ－11の適用に伴う精神障害の認定基準の対象疾病名に関する検討会」  
参考者名簿

氏名	所属
あらい みのる 荒井 稔	日本私立学校振興・共済事業団 東京臨海病院統括産業医、特任精神科医
かんば しげのぶ 神庭 重信	九州大学名誉教授
くろき のぶお 黒木 宣夫	東邦大学 名誉教授 勝田台メディカルクリニック 院長
たなか かつとし 田中 克俊	北里大学大学院 産業精神保健学 教授
まるやま そういちろう 丸山 総一郎	神戸親和女子大学 名誉教授

(五十音順)